

令和 5 年 6 月

お客様各位

豊田信用金庫

外国送金を受け取られるお客様へのお願い

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、国際社会におけるテロ等の脅威が増す中で、マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与の未然防止、各種経済制裁措置への対応要請が、ますます高まっております。当金庫といたしましても、その趣旨や関係法令等を踏まえ、下記の通りお取引の背景や詳細等をお伺いするほか、お取引に関する契約書等を確認させていただくことがございます。

なお、お取引に関して当金庫がお客様からお時間を頂戴し、お取引に関する書類をご提示いただいた場合でも、確認させていただいた内容によっては取扱をお断りさせていただくことがございます。お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日本在住で当金庫に口座をお持ちのお客様は、外国送金のお受取ができます。
ただし、とよしんインターネット支店の口座については、外国送金の受取口座とすることができません。
2. 外国送金の入金受付をする際には、送金に関する内容の確認^{※1}および書類のご提示^{※2}をお願いしております。

※1 送金に関する内容の確認

- ・受取人様の職業や事業内容など（受取人様が法人の場合は実質的支配者も確認）
- ・受取理由（取引内容）
- ・受取人様と依頼人様とのご関係
- ・依頼人様の職業や事業内容など
- ・貿易取引の場合は、具体的な商品名・原産国・船積都市・最終仕向都市の確認
- ・依頼人様の生年月日・国籍・住所の確認、依頼人様が法人の場合は実質的支配者の確認をさせていただきますことがあります。

※2 書類のご提示

- ・本人確認書類（運転免許証・在留カードなど）
- ・受取理由の根拠となる書類（契約書・請求書・インボイス・通帳・給与明細・借用書など）
- ・送金内容が経済制裁措置等の対象でないことを確認するために、その内容を証明する書類（船荷証券、原産地証明書、輸出許可通知書など）を確認させていただくことがあります。
- ・依頼人様とのご関係・依頼人様の情報を確認できる書類のご提示を依頼することがあります。
- ・マイナンバーカード（個人番号・法人番号をご申告いただきます。）

以上